

オ ー ク シ ョ ン
規 約 ・ 運 営 細 則

沖縄県中古自動車販売商工組合

沖中販オークション運営細則

第1章 総則

第1条 目的

この細則は、日本中古自動車販売商工組合連合会（以下、中商連という）が定めた中商連オートオークション規約（以下、中商連規約という）及び中商連運営規定という）にのっとり、九連協各県中古自動車販売商工組合（以下、商組という）が主催する中古自動車のオークション（以下、商組オークションという）について、その運営の基本的事項と関係者の権利義務等について定めることにより、オークションが公正かつ円滑に実施できるようにし、もって、中古自動車の合理的な流通と中古自動車に対する消費者の信用の向上をはかることを目的とする

第2条 沖中販運営細則

この細則は、九連協運営細則、中商連規約及び中商連運営規定に基づくものとする

第3条 商組オークションで適用される運営細則

- 1、商組オークションでは、この細則及び中商連規約及び中商連運営規定がオークションに参加する者全員に適用される
- 2、商組の細則と中商連規約及び中商連運営規定が抵触するときは、中商連規約及び中商連運営規定が商組細則で別の定めをすることができる場合を除き、中商連規定及び中商連運営規定が優先する

第4条 取引方法

JU 沖縄オートオークションにおける売買契約取引は、ポス&コンピュータシステム及び映像システム等を使用し競売方式によって行うものとする 参加者はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならない

第5条 運営上の免責

JU 沖縄オークションにおいて、コンピュータや設備等の故障、その他不測な事態により運営ができない場合には、これによる損害については、JU 沖縄はその賠償責任を負わないものとする

第6条 天災等による車両損害

JU 沖縄に搬入された車両について天災（地震、台風、水害、雹害等）及び、その他 JU 沖縄の責に帰することのできない事由によって車両に損害が生じた場合には、JU 沖縄は損害賠償の責任を負わないものとする

第7条 メンバー登録の抹消及び特別参加者の取り消し

- 1、特別参加者について次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当商組はその者の承認を取り消すことができる
 - ① 九連協運営細則第 34 条 2 項 2 号に該当したとき
 - ② 倒産したとき
 - ③ 中商連オートオークションの運営を著しく妨げる行為をしたとき
 - ④ 当商組または中販を脱退し、または除名されたとき
 - ⑤ その商組または協会員でなくなったとき、もしくはその地区のオークションの特別参加者の資格を失ったとき
- 2、前略（1）号から（6）号までの事由によってメンバー登録の抹消及び特別参加者の承認の取り消しについては、当該商組理事会の承認を経るものとする

第2章 オークション

第8条 参加手続き

- 1、メンバー及び特別参加者は、商組オークションに参加するにあたっては開催オークションごとに別表 1,1 に掲げる参加手続きを完了しなければならない
- 2、商組オークションに参加しようとするメンバー及び特別参加者は、第1回目の参加の前に別表 1,2 に定める手続きを完了しなければならない

第9条 出品手続き

- 1、出品は、別表Ⅱに掲げる手続きにより行う
- 2、出品者は、前項の手続きの際出品料を主催商組に納付する
- 3、出品者は、主催商組が相当と認めない限り、出品手続きを取り消すことができない

第10条 指し値

- 1、出品者は、出品自動車について最低落札希望価格（指し値）を指定する事ができる
但し、競り人（オークショニア）には 10,000 円以内の調整権限を与えるものとする
- 2、指し値は、出品と同時に出品申込書にその旨を記載して、または当該自動車のオークション開始迄に別表Ⅳに掲げる方法により、出品者が主催商組に申し出て行う
指し値の届出続き
 - ① 主催商組所定の用紙に記載の上価格調整員に提出する
 - ② ①号の提出時間は、主催商工組合の実情に応じ細則を定める
 - ③ ①により指し値の指定をした後は、原則として変更はできないものとする
- 3、指し値の指定があっても、出品者が主催商組指定の場所に不在の場合に限り 30,000 円の範囲内で競り人（オークショニア）は指し値以下の価格で落札のコールができるものとする

第11条 落札手続き

- 1、落札者は、オークション当日の主催商組が定める時間内に主催商組に落札代金の決済方法（現金または銀行振込で決済するか、もしくはオークションローンによって決済するか）の届出をし、かつ、オークションローンによって決済をする場合は、同時にその手続きを完了しなければならない 小切手は原則として認めない

- 2、前項の時間内に落札代金決済方法の届出またはオークションローンの手続きを完了しない落札者の決済代金は、全て自己資金による現金一時払いとして取り扱い後日の変更を認めない
- 3、落札者は、中商連規約第 13 条によってオークション当日に落札自動車の引渡しを受ける事が出来る場合には、別表Ⅳに掲げる手続きを完了した上主催商組から落札自動車を引き取るものとする

第12条 出品者の書類の決済

- 1、出品者は書類に添付される現登録名義人の印鑑証明書等は、次の条件を満たすものとする
 - ①委任状及び印鑑証明書は、オークション開催日の翌月末迄の有効期限を有するものとする。但し 20 日以上の有効期限で申告のあった物についてはその限りでない
 - ②車検付車両は自賠責保険と自賠責承認請求書付とする。但し、自賠責承認請求書については申告をすればその限りでない
 - ③車検切れでナンバー付き車及び開催日より翌月末車検が切れる車は納税証明書を添付すること
- 2、出品者は提出した書類に対し落札者から不備の申出があった場合、その請求があった日から 7 日以内に商組へ届け出るものとし、提出が無い場合はペナルティ扱いとする

第13条 落札者への書類の送付

- 1、当商組から落札者への書類の送付は落札者がメンバー登録上で、または特別参加者の申請の際届け出た住所宛に発送すればたりるものとする
- 2、車輛渡しに必要な書類は一開催毎の代金金額領収後、可及的すみやかに主催商組より送付するものとする
- 3、落札者は交付された書類に不備がないか速やかに確認し不備がある場合、主催商組へ申出るものとする

第14条 登録名義の変更

- 1、落札者は、落札自動車について登録名義の変更又は抹消登録がされたときは、速やかにその登録証の写しを当該商組に送付する（登録後7日以内）
- 2、落札者に交付された印鑑証明書、委任状等の使用有効期限が経過した場合、落札者は主催商組にその再交付を求めることは出来ず、自己の費用と責任によって落札自動車の登録名義の変更または抹消登録をしなければならない。但し、この場合でも落札者は主催商組を介して事態の解決を図るように努めるものとする

第15条 自動車税及び自賠責の取り扱い

- 1、中商連オートオークション規約により、落札された自動車が車検付きの場合、当該自動車の年度末までの自動車税未経過相当額は、オークション開催当月までは出品店、翌月からは落札店の負担となります。当会場では、オークション開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店からお預かりし（3月開催分は翌年度（12カ月分）次のように清算します
- 2、預かり金の清算方法
 - ①移転登録の場合
原則として預かり金を全額出品店へ清算します。但し、3月開催AAで同月内名変の場合は落札店に全額返金します
 - ②抹消登録の場合
抹消登録がAA開催月の場合は預かり金の全額を落札店に清算、開催翌月の場合は預かり金の内1カ月分の自動車税相当額を出品店に、それ以降については返金いたしません
 - ③落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合
期限内であれば返金し、期限外であれば返金しない
- 3、納税証明書の取り扱い
納税証明書は、納税されていることを証するものとして譲渡関係書類に添付されるべきですが、実際に必要なのは継続検査を受ける時に限られます
当会場では、オークション開催月の翌月内に車検がきれる車輛については、従来通り必要書類とし、提出が無い場合には不備書類扱いとします。尚、AA開催同一年度内に車検が切れる車輛については、落札店から申し出があった場合には、出品店にて継続検査用納税証明書を用意していただきます。出品点は請求があった日から10日以内に提出して頂くものとする。提出が無い場合にはペナルティ扱いとする

4、非課税車輛の取り扱い

非課税車輛は出品店の申告義務とする。事前の申告があった場合には清算は行いません。申告が無く落札者が名変後に月割の自動車税を徴収された場合は、その実費を出品者が負担するものとする。

5、自動車税還付請求権譲渡通知書について

当会場では、自動車税還付請求権譲渡通知書はお取り扱い致しません。出品店にて保管していただきますようお願い致します。

6、軽自動車の取り扱い

軽自動車の出品は税金を含むものとする。但し、3月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税と県内ナンバーの自動車税については落札者の負担とする。

7、自賠責の取り扱い

沖縄登録車両の自賠責の差額は落札社負担とする。

第16条 流札車の引き取り

- 1、出品者は、当該オークション期日の終了と同時に、オークションで落札されなかった出品自動車を自己の費用で翌週の火曜日の午前中までに引き取るものとする。引き取りができない車輛については次回のオークションへ自動的に出品とする。出品された車輛については引き取りできないものとする。やむを得ず出品車輛を引き取る場合には主催商組の了解を得て出品料を払うものとする。

第17条 手数料の決定と改定

- 1、出品料、成約料および落札料の額は別表Vに掲げるとおりとする。
- 2、当商組は出品料、成約料および落札料の額を適宜改定できるものとする。但し、その場合はオークション参加者に改定する日の1ヶ月前に明示すること。

第3章 ペナルティ

第18条 手続き

- 1、主催商組は、オークション参加者に沖中販運営細則、中商連規約又は中商連運営規程に違反する行為があった疑いをもったときは、その者にペナルティを課すかどうかを何時でも審議する事ができる
- 2、主催商組は、前項の審議に際し当該オークション参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。その者が釈明の機会を放棄したときはその限りでない

第19条 クレーム裁定の基準

中商連運営規程第22条2項に基づく中商連運営規程別表VIに規定しているクレーム裁定基準以外に次に掲げるクレーム事由の場合の裁定基準を以下に定める

- 1、沖縄県外にてクレーム車を確認してもらう場合、最寄りのオークション会場へ検査依頼することを原則とし、オークション開催県より、確認を行った検査員所属県へ 3,000円を支払うこととする。出張確認は 5,000円とする

(その他クレームの裁定)

- 1、クレームのついた期限付き車両は出品者で名義変更、又は抹消等を行い落札者が車両を引き取る場合には、その諸費用を出品者へ支払うこととする
- 2、管轄変更中の車両と変更のための有効期限が 20 日以上ない車両については出品できないものとする
- 3、クレーム解決前に出品者の了解を得ずに整備した場合には、その費用は落札者負担とする
- 4、本土業者・離島のクレーム期間は 7 日間とし、延長願いの申告については車両到着翌日午後 6 時までとする
- 5、4WD車は出品者の記入義務とし、未記入の場合はクレームとする
- 6、登録遅れ車両（教習車等）は出品者の記入義務とし、未記入の場合はクレームとする

附 則

- 1、この細則の改正は、沖中販流通委員会の会議の決定により行う
- 2、値引き等金額の折り合いがつかない場合は流通委員会の裁定に従うものとする
- 3、この規定に明記されていない事項については中商連オートオークション統一ルール及び九連協の運営細則、クレーム規定に従うものとする

施行	一部改正	平成 07 年 07 月 21 日
	一部改正	平成 12 年 08 月 25 日
	一部改正	平成 19 年 08 月 31 日
	一部改正	平成 21 年 01 月 31 日
	一部改正	平成 23 年 08 月 31 日
	一部改正	平成 25 年 04 月 01 日

別表Ⅰ 参加手続（沖中販運営細則第8条）

- 1、 開催オークションごとの手続き
主催商工組合実情に応じ細則を定める
- 2、 第1回目の参加前の手続き
主催商工組合実情に応じ細則を定める

別表Ⅱ 出品手続き（沖中販運営細則第9条）

- 1、 出品者は車両搬入前に十分点検し、出品申込書に正確に申告すること
（スタート価格および希望価格は必ず記入すること スタート価格のない出品車両については0円スタートとし、出品料は請求する）
- 2、 車両搬入は、主催商工組合の指示に従い定めた出品時間を厳守の上、出品申込書を搬入時に提出する（搬入車のダッシュボードに乗せる事）
- 3、 出品申込書のない車両は出品を受け付けない
- 4、 オークション当日および受け付け時間外の出品は受け付けない
- 5、 搬入車両後の出品取り消しは認めない 特別な事情により出品を取り消す場合も出品料は徴収する
- 6、 車両の引取りはオークション開催翌日の主催商工組合の定める時間までとし、以後保管の責任は、流札車両は出品者に、落札車両は落札者に帰するものとする
- 7、 総て車両の搬入、輸送、荷役、管理、手続等は一切出品者の責任で行うものとする

別表Ⅲ 指し値の届出手続き（沖中販運営細則第10条）

主催商工組合の実情に応じ細則を定める

別表Ⅳ 落札手続（沖中販運営細則第 11 条）

- 1、落札者は車両代金をオークション開催日より 7 日以内に決済しなければならない
- 2、正規の手続を経ない落札車両の取引は認めない
- 3、落札車両のオークション当日における会場内での取引は認めない
- 4、車検付落札車両の委任状の期限は原則として変更できないものとする
- 5、落札車両の名義変更または抹消登録はオークション開催翌月までに行うこと
但し、出品申込書に期限が付されている場合はその限りでない
- 6、車検切れでナンバー付車の抹消、名義変更も開催翌月末までに行う
- 7、名義変更をしない悪質者に対しては、オークション入場停止等の沖中販運営細則第 37 条、ペナルティの裁定が適用される
- 8、車両代金の消費税は、車両代金とは別途に消費税（5%）を出品者に支払う
- 9、車両の引渡しはオークション会場とする
- 10、車両の引き取りはオークション開催日翌週の火曜日の午前中までとし、引き取りの無い車両については次回のオークションへ自動的に出品し、出品された車両については引き取りできないものとする
- 11、総て、車両の搬入、輸送、荷役、管理、手続等は一切出品者または落札者の責任で行うものとする

別表Ⅴ 手数料の額（沖中販運営細則第 17 条）

- 1、手数料の額は下記のとおりとする

オートオークション手数料									
区分 種別	組合員及び特別会員			準会員			出品会員		
	前前日	前日	当日	前前日	前日	当日	前前日	前日	当日
出品料	4,000	5,000	6,000	4,000	5,000	6,000	4,000	5,000	6,000
前回流札	3,000			3,000			3,000		
成約料	5,000			8,000			8,000		
落札料	8,000			10,000					
商談落札	13,000			15,000					

- 2、記念オークションの手数料は別途定める事ができる
- 3、オークション手数料の消費税は外税とする（平成 12 年 10 月 6 日より）

ネットワーク参加規約

第1条（目的）

本規程は、沖縄県中古自動車販売商工組合（以下、**JU 沖縄**）会員の利便性の向上を目指し、(株) **JU・コーポレーション**、(株) **アイオーク**、(株) **オートサーバー**、(株) **シグマネットワークス**が提供するシステムによりオークション参加を可能にした各ネットワーク不在入札サービスを利用するための参加規約を定めたものである

第2条（ネットワークオークション参加登録会員）

- 1、**JU 沖縄**に対してネットワークオークション参加申込を申請し、かつ**JU 沖縄**によって参加登録を認められた者
- 2、(株) **JU・コーポレーション**、(株) **アイオーク**、(株) **オートサーバー**、(株) **シグマネットワークス**（以下ネットワーク会員）のネットワークオークション会員契約を締結した会員で、当システムでの取引への参加が**JU 沖縄**によって認められた者

第3条（取引条件）

ネットワークオークションに関する取引（出品・落札・代金決済・書類決済・車両検査・クレーム等）は**JU 沖縄**の規約規定を適用するものとする。

尚、(株) **JU・コーポレーション**、(株) **オートサーバー**が運用するネット落札車両の搬出は、車両代金清算後の搬出とさせていただきますものとする

第4条（契約解除）

JU 沖縄会員資格喪失・各県商組会員資格喪失・各ネット会員資格喪失した場合、**JU 沖縄**は予め催告することなく当該会員との登録参加契約を解除することができる

第5条（免責事項）

ネットワークオークション及びネット取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、**JU 沖縄**は一切の賠償債務を負わないものとする

第6条（ネットワークオークション参加にあたっての留意点）

- 1、オートオークション参加者は、中商連オートオークション統一規約及び**JU 沖縄**オークション規約を熟知されているものとみなし対応させていただきます
- 2、出品車両を事前に下見し、入札いただくことが基本となっています。下見で確認できる箇所、評価点（目安参考）についてはクレームを一切受付致しません
- 3、「**JU** ナビ利用細則及び**AS** ネット規約」を熟知されているものとみなし対応させていただきます

- 4、出品車リスト、出品申込書への記載事項に誤りがあった場合は、出品店はセリ前までに事務局にお申し下さい。尚、記載事項に訂正があった場合は、当該車両のネット入札を削除させていただく場合があります
- 5、その他、詳細はJU 沖縄オークション規約各条項をご確認ください

第7条（JUナビ即落サポート参加）

1、出品登録

- ① 即落出品車両は、オークション流札車両とする
- ② Webへの公開は即落出品申込書を記入し、提出された車両のみとする
- ③ 即落出品車両については、搬出及び店頭での小売は出来ないものとする
二重売りが発覚した場合の責任はすべて出品者のものとし、解約の上5万円のペナルティを課す

2、手数料

出品料—無料、成約料—10,000円（税別）、落札料—15,000円（税別）とする

- 3、Web公開期間はセリ終了後より翌週火曜日午前零時の4日間とする

第8条（ASワンプラコーナー参加）

1、出品登録

- ① ASワンプラコーナー出品車両は、オークション流札車両とする
- ② Webへの公開はASワンプラコーナー出品申込書を記入し、提出された両のみとする

2、手数料

出品料—無料、成約料—15,000円（税別）、落札料—20,000円（税別）とする

- 3、Web公開期間はセリ終了後より翌週火曜日午後零時の4日間とする